

令和7年度（2025年度）沖縄県地域おこし協力隊支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）沖縄県地域おこし協力隊支援業務

2 本業務委託の契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月14日まで

3 事業の目的

「地域おこし協力隊」（以下「隊員」という。）は、地方自治体が都市住民を受け入れ、一定期間以上、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図ることを目的とした制度である。

沖縄県内においては、現在60名を超える地域おこし協力隊員が活動を行っており、地域おこし協力隊としての任期を終えた隊員経験者の定住も徐々に増加しているところである。

県では、隊員が地域と信頼関係を築きながら地域活動に従事し、任期終了後も引き続き地域の担い手として活躍できるよう隊員や自治体職員向けの研修事業を実施するとともに県内に定住した協力隊経験者相互の連携体制の構築が図られるよう支援する。

4 本業務委託の内容

(1) 地域おこし協力隊に係る支援

ア 1年目の隊員向け研修会を1回以上開催

イ 2年目以降の隊員向けスキルアップ研修を1回以上開催

ウ 隊員の定住促進に係る取組みとして2年目から3年目までの経験のある隊員向けに起業支援のためのセミナー等を3回以上開催する。なお、開催方法については、隊員が参加しやすい環境の整備（Web開催等）に努めること。

エ 現役隊員及び地域に定住した隊員経験者の活動状況等の視察（交流会）等の実施
隊員を含む移住者間で相互交流を図りやすい環境を醸成することを目的とし、隊員の活動状況の紹介、視察等を兼ねた交流会を1回以上開催する。

(2) 自治体職員向け研修会（勉強会）等の開催

ア 自治体職員の制度への理解を深め、隊員活動の充実に向けた支援能力の向上を図り、隊員が活動しやすい環境を醸成できるよう自治体職員向けの研修会（勉強会）を2回以上開催する。

イ 沖縄県内自治体が地域おこし協力隊制度を円滑に活用できるよう募集・採用に係る研修会（勉強会）を1回以上開催すること。

ウ 上記のア、イの研修会（勉強会）による研修内容等を取りまとめ自治体職員向けの制度及び運用マニュアルを作成し原稿を提出すること。

(3) 研修会等の効果検証

上記の(1)及び(2)の研修会等を開催した場合は、研修等の効果検証を行い検証結果を県へ報告すること。

(4) 地域おこし協力隊経験者（OBOG）ネットワーク支援業務

- ア 県内地域おこし協力隊経験者に対する OB0G ネットワーク構築に係る意向等調査
- イ 県内自治体に対する地域おこし協力隊 OB0G ネットワーク構築に係る意向等調査
- ウ 「地域おこし協力隊 OB0G ネットワーク」の設立準備作業等に係る事例収集

※本業務の実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 自由提案

企画提案において、本業務の目的に資する事項として上記以外に実現可能な取組みがあれば、積極的に提案すること。

5 予算額

- (1) 提案にあたっては、9,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。
- (2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等）
- ウ 一般管理費※
- エ 消費税

※一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内

※本業務の実施にあたり下記の 8 による打合せ等に要する経費は、上記 5(1)の経費に含めて積算すること。

6 業務の実施体制

- (1) 「4 業務の内容」を実施する担当者を 1 名以上、会計担当者 1 名（兼務可）、本事業を統括する担当者を 1 名以上配置し、業務内容ごとに担当者名を記した人員体制を示すこと。

7 業務スケジュール

事業全体のスケジュールの他、各担当者の取り組みごとのスケジュール及びスケジュール管理体制を作成すること。

8 業務進捗状況及び打合せ

- (1) 受託者は定期的に県と連絡会議等を開催し委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の遂行にあたっては事前に県へ確認（調整）を行うこと。
- (2) 県から受託者への確認や調整事項等については、柔軟に対応を図ること。
- (3) 事前調整や情報収集など、本事業に関して出張する際は事前に県の許可を得るとともに、出張後は報告書を提出すること。

9 成果物の提出

本事業の成果物として実施報告書 30 部（A 4 版）及び電子データを沖縄県企画部地域・離島課へ提出すること。その際、電子データはマイクロソフト社 Word 又は Excel で編集可能な形式で CD-R または DVD-R に記録すること。

10 著作権

- (1) 成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用をもって処理すること。
- (2) また、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、予め委託者の承諾を得なければならない。受託者は、成果品に係る著作権人格権を有する場合においてもこれを行使しない。
- (3) 制作物等が他者の所有権や著作権を侵害しないよう配慮すること。また、肖像権の侵害が生じないようにすること。

11 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 % を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務等」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務等

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写、印刷、製本（チラシ、パンフレット、ポスター等）
- ・ 原稿、データの入力及び集計
- ・ 広告の掲載（制作業務を伴わないもの）
- ・ 上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

12 会計処理

- (1) 委託業務に係る帳簿を設け、委託業務に係る帳簿及び証拠書類等を委託業務終了年度の翌日から起算して5年間保管すること。

13 その他

- (1) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。また、本仕様書記載の業務内容については変更することがある。
- (2) 本委託業務を行うため個人情報を取り扱う場合は個人情報保護に関する法令を遵守すること。
- (3) 業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (4) 物品の購入、再委託等にあたっては、原則として県内の事業者が発注すること。
- (5) 事業実施にあたっては、労働基準法、個人情報保護法等の法令を遵守すること。
- (6) 本業務については、「地域おこし協力隊取組ハンドブック」「地域おこし協力隊推進要綱」（総務省地域創造グループ地域自立応援課発出）等に目を通し本制度への理解を深めるよう努め、隊員として活動経験のある者との連携を図ること。